

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成26年8月28日(木) 午前10時30分～11時34分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川広昌、 2番 黒川美克、 4番 浅岡保夫、
5番 柴田耕一、 7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、
10番 鈴木勝彦、 11番 鷺見宗重、 12番 内藤とし子、
14番 内藤皓嗣、 15番 小嶋克文、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長（正副議長：11:05～11:22 退席）

2. 欠席者

3番 柳沢英希、 6番 幸前信雄

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、
総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、行政G主事

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1. 報告及び連絡事項

2. 協議事項

① 市庁舎整備事業（募集要項等）について

3. 審査事項

4. その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

委員長 当局からの説明をお願いいたします。

説（総務部） それでは本日、報告及び連絡事項といたしまして、まず庁舎整備に係る募集要項等について、2点目といたしまして、新庁舎といきいき広場との連携説明会の実施結果について、3点目といたしまして、高浜市公共施設あり方計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について、最後に4点目といたしまして、高浜市公共施設あり方計画（案）説明会におけるパワーポイント資料について、以上4点について報告及び御説明を申し上げたいと思います。まず、庁舎整備に係る募集要項等についてでございます。「募集要項」、「要求水準書」等につきましては、本特別委員会での委員の皆様のご理解のもと、その内容を確定し、8月11日に高浜市公式ホームページにて公表をいた

しました。本日は、前回の特別委員会以後、変更いたしました主な内容について御説明を申し上げます。まず募集要項の8ページをお願いいたします。「高浜市役所本庁舎整備事業事業者選定審査委員会」の表でございますが、審査委員会委員の皆様より、応募者が審査委員への働きかけ防止や非公開での審査ということから、削除してはどうかとの御意見をいただき、削除することといたしました。審査委員会のメンバーにつきましては、審査結果の公表時に合わせて公表することとしております。次に10ページをお願いいたします。「9. 事業者との契約及びリスク分担」では、弁護士よりコンソーシアムの構成員の責任を明確化する必要がある、という御指摘をいただきましたので、「なお書き」として「コンソーシアムを構成する企業は各契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする」、このことを追加しております。次に、別冊1-1、「要求水準書」、20ページをお願いいたします。「(13) 業務の要求水準」では21ページ以降で、各項目ごとに要求水準を細かく規定しておりましたが、審査会委員より、細かい規定は自由な募集の妨げになるのではないかと、との御意見をいただきましたので、これを削除し、要求水準の細部につきましては「基本協定」締結後、本契約で定めていくこととしております。次に、別冊1-2、「要求水準資料リスト」の6ページをお願いいたします。「(2) いきいき広場」の「諸室構成表」につきましては、8月20日に実施する新庁舎といきいき広場との連携説明会で別途示すこととし、削除をしております。最後に、別冊2の「審査基準書」、4ページをお願いいたします。評価項目の配点でございますが、審査会委員より、細かい配点基準は、よい提案があった場合、小項目で上限を決めてしまうこととなるので、大項目の中で点数を自由にしたほうがよいのではないかと、という御意見をいただきましたので、小項目の配点を削除しております。そして5ページの「②防災拠点としての確保」では、審査会委員より、防災設備、防災情報機器の性能は、「要求水準」で示していることから、記載の必要がないのではないかと、という御意見をいただきましたので、対策本部以下を削除しております。以上が、主な変更点の内容でございます。なお、募集要項等の公表後の質問受付状況でございますが、5社から約180の質問内容を受け付けており、現在、その回答を作成中でございます。次に、資料1を御覧ください。8月20日に

開催いたしました、新庁舎といきいき広場との連携説明会の結果について、御報告をさせていただきます。まず、説明会には19社、35名の参加がございました。次に、資料2を御覧ください。本説明会では、資料にありますように、「いきいき広場の活用について」、「いきいき広場の活用イメージ図」、「いきいき広場の1階から3階の平面図と提案を求める活用スペース」を個々に示し、「新庁舎といきいき広場の一体的かつ効果的な提案」を期待する旨の説明を行い、その後、現地見学を行っております。次に資料3を御覧ください。「高浜市公共施設あり方計画（案）」のパブリックコメントの実施結果でございます。意見の募集期間は、7月の1ヵ月間をかけて実施し、意見としましては、遊休施設に対する対応や業務の民間委託を、といった御意見を1名の方からいただいております。回答につきましては、ホームページ及び10月1日号の広報紙において公表をしております。最後に、資料4を御覧ください。公共施設あり方計画（案）説明会で使用する、パワーポイント説明資料でございますが、若干、修正を加えましたので再度、資料提供をさせていただくものでございます。具体的には27ページをお願いいたします。27ページ下段の「第1次推進プラン対象施設の課題」、高浜小学校建てかえ関係で、33ページをお願いいたします。33ページの下段の「高浜市教育基本構想（抜粋）」。そして、34ページの「なぜ施設の複合化を進めるのか」、「高浜小学校との複合化による削減効果」といった説明項目を、追加をしております。以上でございます。

委員長 それではただいまの説明に対しての質疑なんですけども、「募集要項」等については本日の委員会、協議事項のほうに入っておりますので、本日、配られておりますものに対して、まず質疑のほうをお受けしたい、というふうに思います。資料1、2、3、4ですね。これについての質疑をお受けしたいと思います。

（議長）「要求水準書、別冊の。」と発声するものあり。

委員長 それは後で。どちらにせよ次回、本日お配りした資料については、質疑を受けるような形もとりたいと思いますけども。実際、資料4に関しては、

もう既に明日から、地区説明会がこれを使って始めていくということですので。この中で先ほど、総務部長のほうのお話にありましたように、例えば34ページですか、33、34ページのパワーポイントでいうと、3ページ分がふえているということですよ。これをだから、皆さんがきょう初めて見る資料になりますけども、これに関しては明日の説明会で、もう使われていくということになりますので、ここに関しては次回、質疑といってもちょっと順番が反対になってしまいますので、委員会の中で最後にもう一度、また質疑をいただく場面をとりたいと思いますので、お目通しをいただければというふうに思います。ちょっと、ちなみに一つ、前回、説明会ありましたよね、20日より前に整備事業に対する説明会ということで、民間事業者の方々がみえたと思うんですけども、そのときと顔ぶれは変わっているとか、新規があるとか、今回、来なかったとかいうのは、ありますか。

答（行政 主幹） 前回20社くらいお見えになられたんですけども、今回、ほぼ同じようなメンバーでは来ておられますけども。設計事務所さんが14番、15番の大手の設計事務所さんやなんかが新たに入ってきた、というような感じを受けております。

委員長 何か、質疑ございますか。

問（10） 資料3ですが、パブリックコメントで、これは意見ケース1件で一人の方から、この2問といいますか、この質問があつて、これに回答したということでしょうか。それとこれは、ホームページやなんかに公表されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（行政） 御指摘のとおり、お一人の方から、意見は二つにちょっと分かれてはおるんですけども。実際、投稿されたのは1枚の紙にずっとこう羅列をされて、私どものほうで大枠、その趣旨を理解させていただいて、ちょっと二つに分けさせていただいたという経緯がございます。それとこちらは10月1日号の市の広報で、こちらのほうの回答を投稿させていただきましても、まずもってホームページのほうには、先だって公表のほうはさせていただいている、というところがございます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

質 疑 な し

委員長 副委員長、いいですか、質問して。 すみません。委員長、代わります。

(委員長に代わり、副委員長が、委員長の職に就く。)

問(9) 資料2ですけども、「いきいき広場の活用について」ということで、これが前回と全く変わって、新たにしっかりと御説明をしていただいたということだと思いますが、これ「イメージ図」というふうに書いてありますが、確認をしたいんです。一つは、市庁舎といきいき広場と両方。いきいき広場というのは、要は、建屋を使っていくという意味合いで考えるわけですけども、災害時の拠点というのは、あくまで市庁舎のほうであるということ。福祉部に関しては、いきいき広場から動かさない、というふうなイメージに捉えてしまうんですけど。イメージ図ですけども、その辺は、どのような御説明なされたんですかね。

答(行政 主幹) 委員さんおっしゃられたように、災害拠点を固定する、という言い方はしておりませんが、事務局のほうでは、新庁舎のほうに災害拠点のほうは設けるというふうに、いきいき広場ではなく、庁舎のほうで設置するということを考えております。それから、いきいき広場につきましても、そのあとの1階、2階、3階を見ていただきますと、現在の福祉部の窓口につきましては、現在のところでやっていくということで説明はしております。

問(9) ということは、それはもう業者さんのほうに、その形で伝わっているわけですから、それはもう動かさない。要は、条件ということでもいいわけですよ。

答(総務部) おっしゃるとおりでございます。ちょっと若干、説明をつけ加えさせていただきますと、いきいき広場を災害拠点とするには、耐震係数が新耐震基準にはなっているんですが、防災拠点を置くだけの耐震性がとられてお

りませんので、それは無理だ、ということになってまいりますので、やはり災害拠点というのは、新庁舎のほうに置くべき、ということで申し上げております。それから、いきいき広場の福祉部の固定ということでございますが、これも福祉部だけではなく、ここは社協との兼ね合いがございますので、今まで社協と一体となって進めてきましたその福祉政策がございますので、なかなかそれを崩して展開するというのは非常に難しいということから、福祉部はいきいき広場に固定をする、ということでございます。

問（９） その件は、わかりました。それではもう１点、災害時の拠点を本庁のほうにもってくるということは確定しておるのであれば、それに伴って移動できない部署は、どこになりますか。要は、いきいき広場にもっていけない部署というのは、どこになりますか。

答（行政 主幹） イメージ図でお示したようなところが、事務局としては１階、２階、３階の移動できるスペースに納まる面積ということで、御提案はしておるんですけども、やはり流動的にいい提案があれば、それは審査のほうはしていきたいと考えております。それで、移動できない部局につきましては、やはり防災の部分の都市防災グループですとか、市長部局などが、本庁機能の中には移動できないスペースかな、というふうに考えております。

問（９） はい、わかりました。

（委員長の質疑終了により、副委員長の委員長職から本来の委員長職に復す。）

委員長 ほかに。

問（７） 「いきいきの活用」の１階の部分のこの平面図を見ると、今、現在、コンピュータ室は、これはどこの部分に当たりますか。

答（行政 主幹） 店舗２のほうになります。

問（７） 書き方としては、店舗というよりは現在、もう使っているわけだから。

答（行政 主幹） 今回、提案いただくところは、御説明申し上げたのは、この１階という図面の１号室と４号室のほうの提案を受けます、ということで説

明をしております。それで店舗2のほうは、ちょっと字が小さいですけども、こちらのほうは今、電算が使っておりますので、移動は考えてはおりません。委員長 ほかに。

問（5） 資料2のイメージ図の①ですね。議会機能と福祉と監査というようなことになっているんですけど、これはあくまでも業者のほうの提案なのか、市のほうの提案なのか、そこら辺のことと。市民窓口ですね、イメージ図の②でいくと市民窓口の年金とか医療の関係を駅前のワンストップ窓口というような形でこう書いてあるんですけど、そのことを要するに、この赤で書いてある1号室、4号室ですか、それと2階の、このいきいきホールの準備室、あと緑の会議室だとか3階のほうで書いてあります。こういった形で活用を、ということで提案されたことなのか、そこら辺のことをお聞きしたいです。

答（行政 主幹） このイメージ図につきましては、やはり業者さんのほうが提案というか、イメージがしにくいであろうということで、3つのイメージ案を示させていただいております。提案につきましては、ここに書いてあることが固定ということではありませんので、事業者様からいろんな提案をこのいきいき広場の中で窓口にしろ、議会にしろ、そういった幅広い提案を受け付けさせていただきまして、審査のほうをしていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 私もいきいき広場の活用イメージ図、資料2のところですが、このイメージ②のところ、市民窓口（医療・年金）とありますが、これは医療と年金関係はこちらに、という意味だと思っておりますが、市民に、いきいき広場の1階に来てもらうよう、1階の「いきいき広場の活用」で、1階に1号室、4号室というのがありますから、そういう部分を考えてみえるのかどうなのか。ちょっとわからないんですが、その点、お示してください。市民の方が市庁舎に来て、ほかのいろんな手続と一緒に合わせてやる、ということが、これだと別になりますので、ちょっとその点、問題があるのではないかという気がするんですが、お願いします。

委員長 内藤委員、これはあくまでイメージですから。

(12) (指名なし。)「そんなんわかる…。」と発声するものあり。

委員長 イメージですから。

(12) (指名なし。)「わかるけど、市民窓口というのは医療、年金となっているから…。」と発声するものあり。

委員長 こうするという事は、一つもないものですから。これに関しては。

(12) (指名なし。)「はい、はい。それはわかっていますけど…分けてあるから…。」と発声するものあり。

委員長 それでは、要はこういう分け方もあります、というくらいのことを提案してきなさいということで御説明をされた、ということでよろしいですか。当局のほう。いいですか。

答(行政 主幹) そのとおりでございます。

問(議長) どこが受けるという話もまだ決まらないうちに、決まってくれば、今のお話が。例えば具体的にこういう設計というか、こういう位置になっていくという話になれば、その辺の問題が出てくるかなというふうに思いますので。あくまでも今、委員長が言われたように、こういうイメージというか、こういう考え方もありますよというようなことだけの話かな、というふうに思います。特に先ほども私も、すみません、はしょりましたが、先走ってしまいましたが、いずれにしても施設のほうの部分も、要はトイレだとか、水回りもそうだし、そういうものが決まってから、業者さんが決まってから「おい、ここにトイレはないのか。」というような話。具体的な部分というのは、さきの受付もそうですけど、そういう話になるのかなというふうに思いますし、その辺では改良。改良というか、いろんな話も調整はさせていただけるのですよね。水回りだとか、その辺も含めて。

答(行政 主幹) 今おっしゃられたとおりで、事業者さんが決まりましたら、

その後の実施設計ということになっていくと思います。その中でまた、いろいろな御意見をいただいて、細部のほう、配置のほうは事業者さんのほうと調整していく、ということになります。

問（14） イメージ図の話があったものですから、ちょっと気がついたんですけど。イメージはイメージで漠然としたものというかね、例えばの話だと思うのでいいんですけど。このそれぞれの部署というんですか、グループごとに面積が謳ってありましたよね、何か条件。ということは今、いきいき広場で使える面積というのは、決まっていると思うんですよね、それは多分決まっていると思うんですけど。いわゆる、その面積的にみて、この機能をもっていけるようには考えておるんですか。おるならいいと思うんですけど。それだったら私が思うには、むしろ当局側というか、発注者側が一番機能的なものを考えるべきではないか。いわゆるその事業者、応募する事業者が考えるべきことではないような。要するに使う側が、これが一番機能的だなというふうに考えるべきで、むしろこれがいいという、1番、2番、3番とか。逆に順位づけするぐらいのことがあってもいいのかな、というふうに私は思いますけどね。何か考えがあって、こういうことをやってみえるんだったらお願いします。

答（行政 主幹） 今、委員さんがおっしゃられたような考えは、ございません。実際のところ、事業者様のほうからいろんな提案をいただいて、間取りや配置は決めていきたいと思います。ただ、現在の諸室構成表やなんかに、現在の市役所の執務室スペースの面積ですとか、そこからちょっと割り引いておりますけども、そういった大体の業務で今、使っているところをお示しをさせていただいて、もっと機能的な運営の仕方があるのではないかと、いうことを提案のほうに求めていきたいという考えでおります。

委員長 よろしいですか。

問（14） まあ、こんなものでしょう、それは。そういう考え方でやられるということなら、その考え方でとことんやっていただければいいけど、私は、疑問は残ります。

委員長 ほかに。

問（11） 「活用のイメージ図」の件でというか、なぜその、プロポーザル

のほうがいいのか、提案してもらおうほうがいいのかというのが、ちょっと不明確かなというふうに思うので、そこの辺をもう一度お願いします。

答（財務） 今回プロポーザルといたしましたのは、この賃借方式を含めて、幅広い提案を求めることによって、市の財政負担でありますとか、こういった公共施設のあり方全般について、民間の知恵を採用していくということで、プロポーザル方式を当初、取り入れることとしたわけでございます。なぜ、プロポーザルのほうがよいのかということでございますけれども、ただいま申し上げましたことに集約される、と考えております。

問（11） 先ほど内藤皓嗣委員が言われましたよね、こちらでつくったほうが、計画というか、つくったほうがいいのではないかと、というようなことを言われましたけど。何か、そのほうがその機能的に使いやすいだとか、というようなことになるのではないかなというふうに僕も思ったんで。その点はいかがですかね。

答（財務） 「いきいき広場の活用」は、当局側で使い方を示すべきではないか、という御質問でございますけれども、新しい庁舎が新築案になるのか、改修案になるのか、ということは、まだ決まっていない段階でございます。そういった中で、いきいき広場と新しい庁舎の効率的な使い方を、一体的に考えていくという前提に立ちますと、いきいき広場の使い方を先に決めるのではなくて、全体的にどういう使い方が一番よいのかということを含めての提案になりますので、いきいき広場だけこういう使い方にしてください、ということはお示しをしていない、ということで御理解いただければと思います。

問（10） あしたから、高浜小学校区でこの説明会が開かれると思いますが、前回の委員会するときにもお願いをしたんですけども、市民の皆さん方から多くの意見を聞いて、広く市民の皆さんに御理解をいただけるような説明会にしてほしいというお願いをしたんですが、この29日が5時半になっているのは、特に高浜小学校の建てかえということが非常に重要視もされている案件だと思いますけども、この時間帯で皆さんに多くの方の住民の方々に、こういった説明ができるのか。あえてこの時間にしたという理由があるのかないのか。そこら辺の御説明を願えれば、と思います。

答（行政） 各小学校区ごとに時間調整だとか、会場の関係とか、そういったところを事前に、調整のほうをさせていただきました。たまたま今回、高浜小学校区につきましては、高浜のまち協さんと日程等、調整をさせていただく中で、私どももできれば市役所のほうで開催するというよりも、高浜のまち協さんのほうで会場をお借りしてやろうという、思いがあったものですから。その辺で事前に調整をさせていただいたところ、できればまち協さんのほうで、理事会もあるということがございまして、何回も足を運ぶのは、というところで、できれば同じ日に合わせてほしいというような御意向もございました。そういったところで時間調整をすると、その説明会が終わった後に、理事会のほうへ開催をもっていきたい、というような御意向がございました。ただ私どものほうも、そういった団体さんのほうの御意向を受けるということもあれなんですけども、できれば、たくさんの方に聞いていただきたいという思いもございしますので、今回5時半という、ちょっと時間が早いというところもございしますので、そういったところで別に、例えばトークアンドトークとか、そういったような御要望等ございました折に、また、こちらのほうも出向いてお話のほうはさせていただきたいな、というふうには考えてございます。いずれにいたしましても、これは市民の方の御理解がなければ、あり方計画というのは全然進まない、というのが前提にございますので、何とか皆様方に御理解をいただくために、いろんな手法を用いてPRのほうといたしますか、御理解を求めると、出向いてお伺いするという事は考えていきたいな、というふうには考えております。

問（10） わかりました。特に高浜小学校区は建てかえが入りますので、やはりPTAの方々であるとか、子供さんをお持ちの方々には特に、こちら辺は関心があるのかなと思いますので、ぜひまた改めて説明とか、そういうこともちょっと必要ではないのかなと。当然、防災拠点としての機能も果たす、というようなことも言ってみえますので、ぜひこちら辺の丁寧な説明と、市民に告知できるような、多く説明をお願いしたいなと思うんですが。よろしく願いしたいと思います。

答（行政） 申しおくれましたけれども、実は今回、その高浜小学校区が一番

最初と思うんですが、次に控えているということもございまして、教育委員会さんのほうにも事前にお話をさせていただいたところ、教育委員会さんのほうからも、できれば高浜小学校のPTAの方にも御説明をいただきたいということもございまして、先週の金曜日、20日の日なんですけども、PTAの方を対象に、PTAの役員の方なんですけども、今回の御説明を、同じものなんですけども、御説明のほうさせていただいたというところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

2 協議事項

① 市庁舎整備事業（募集要項等）について

委員長 「市庁舎整備事業（募集要項等）について」についての質疑を許しますが、事前に質疑事項を提出していただいている委員さんみえますので、そちらの提出された委員さんのほうからの質疑を先に進めていきたいと思えます。

14番、内藤皓嗣委員。

問（14） それでは一応、私は事前に聞いているものですから、わかっているのでもいいんですけど、私が疑問に思ったことを皆さんに知っていただくという意味で、改めて質問するという形でやらせていただきますけども。審査委員会の設置、運営が、いわゆるコンサルタントの委託料の中に入っておるわけなんですけども、その関係でいわゆる、その運営がコンサルタントが運営していくのか、その辺のこの運営の仕方について、いわゆる独立性というんですかね、審査員としての独立性がどのように担保されるのかな、ということも疑問に思っています。一つお聞きしたいのと。議事録というのは、運営というのとはどこまでやるのか。議事録作成までやるのかどうかという、そういうことですね。先回、公開はしないけど、議事録の審査会の公開はしないけども、議事録は後ほど公開するというので、まだ決定、いつ公開するということは決定していませんでしたが、その議事録は、どこで作成するのかということと、それから要求水準書。

今回も変わっておりますけども、これも先ほどちょっと説明がありましたけども、私も見ていてこれは何か、これからも少しずつ変わっていくものではないのかな、という印象があったものですから。要するに要求水準書は、審査が終わるまで変わらないのか。要するに、要求水準というものは、それが条件ですから、条件が途中で変わるのは、いささかおかしいなという気がするんですけども。なんとなく読んでいるとこれは変わりそうだなというようなことがあったものですから。これは変わらないのかどうかということを確認すると、それから、いわゆる、会議室が市民に開放されるわけですけども、その管理ですね。管理が、会議室の管理が、いわゆる事業者側になっていたと思うんですけども、それはどのように管理するのか、ということと、いわゆる議会の、議場の多目的ホールもその管理下に置かれるようなふうに書いてあったものですから、議場も同じ形で運営されていくのかどうか、ということ、その辺をちょっと確認したいと思います。

答（行政） 1問目のコンサルタントさんのほうの行う業務が、どこまでの範囲かというところでございますけども、この審査委員会の運営につきましては当然、私どものほう、市のほうが設置をしてございますので、私どものほうで運営のほうさせていただきます。このコンサルタントのほうは、その後方支援ではないですけども、それに対する支援等を行っていただく、というような業務内容になってございます。それと要求水準書のほうにつきましては、また現在、今、先ほど冒頭に総務部長からもお話がありましたように、各社のほうから質問事項を受け承っております。その回答をする中で、やはり、そご等がございましたら、そういったものは当然、修正というようなことはあり得るということで、お答えをさせていただきます。それとあと、会議室のほうの管理のほうにつきましては、維持管理というか、そういった部分につきましては民間事業者さんが行われるんですけど、そういった貸館の部分、貸館というかそういったところの管理につきましては当然、所管するグループのほうで管理のほうはさせていただきますということでございます。

問（14） そうすると、私がちょっと内容を読み間違えたことになるのかな。何か読んでいると、いわゆる、その事業者がその貸館の運営というんですかね、

貸館というか、貸し部屋というのか、それをするようなことが書いてあったような気がしたけど、私の読み違いということではよろしいですかね。

答（財務） 多目的ホールの管理につきましてでございますけれども、議場を多目的に利用することについて、ということをお前提にしている中で、議場の管理はどこに属するのかということ、前回か前々回のこの会議で、議長さんのほうに属します、という回答だったかと思えます。そうしますと、多目的ホールについては、できるだけぎわいの創出であるとか、いろんな事業で幅広く使われること、そういう使い方をしたいということで、事業者のほうに運営については任せたいほうが、いろいろ工夫をしているような使われ方がするのではないかな、ということで、運営面について事業者の提案に任せる部分がございます。しかしながら、全てについて事業者が自由に使えるかということ、管理者というものがございまして、その管理者との調整によって使っていくと、そうした場合に多目的ホールについては、議会開会中については議会が終日優先される、ということになるかと思えますけれども、議会休会中の使用については、例えばあらかじめ、こういった場合は使っていく、というような取り決めをしておけば、その都度許可ということが発生しないと思えますので、そういった事前のルールづくりが必要であろうかと思っております。

問（14） たびたびですけど今、公民館が、総合サービスが管理というか指定管理でやっていますよね。そういうような感じで、指定管理かどうかわからないですけど、いわゆる市民が一般に使える、いわゆる会議室部分を管理してもらおうということですか。その事業者に。

答（財務） この市庁舎については、管理者については市になりますので、指定管理のように包括的に運営を委ねるものとは、若干異なるところかと思えます。管理権限は市側にあつて、その中で運営部分について、柔軟な運営を求めていく、ということで考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 副委員長、よろしいですか。

(委員長に代わり、副委員長が、委員長の職に就く。)

問(9) 私のほうから一つ。ちょっとざっぱな聞き方で申し訳ないですけども、募集要項とか、要求水準書とか、この中にこの先だという話ではあると思いますけども、やはり瓦の使用というのを確実に義務づけていただきたいな、ということをするんですよね。それが無いというのは、とんでもない話かなという気がするんです。特に新築の場合はね。既存の建物という部分に関しては、これはいたし方ないのかもしれませんが、そういうものをどこかにこう入れるところが本当はほしかったな、という気がするんですけども。その辺のところというのは何らか、こうお考えとして説明会等で何か出したことはあるんですかね。

答(行政 主幹) 説明会等で今、委員さんおっしゃられたような瓦の使用を義務づけるという説明はしておりません。しかし、やはり今いただいた御意見は、やはり高浜の市庁舎ということですので、改修の場合はやはり大分制約が大きいと思うんですけども、新築の場合でも屋根に乗せるとなるとちょっと重量が重くなって、あと形がどうしても自由にならない提案というものもあると思いますので、何らかの形で提案のほうをしていただきたいということで、その辺は実施設計の段階になってしまうかもしれませんが、中に入れていきたいと思います。

問(9) ぜひお願いいたします。それからもう一つですけども、別冊2の本庁舎整備事業審査基準書に関して、3ページの「提案内容の審査基準」というのは、これは4ページ、5ページの細かい数値をやめて、大きな括りで「事業計画」45点、「施設計画」40点、「維持管理・運営計画」15点という形で書いてありますけども、この配点というのは何をもってどういうふう決められておるのかというのは、この委員さんたちのほうからの話でこうなったと思いますけども、何らか、この意図があつて、例えば、事業計画と施設計画の5点の差とか、その辺ですよね。それからもう一つ言うと、施設計画の中でも収

益機能の提案なんていうのは、全く別物ですよ。本庁舎の整備事業とは、直接ではないではないですか。施設計画の⑤の「収益機能の提案」というものなんかは、施設計画ではありますけども、庁舎とは別の部分ですよ。この辺のところというのは、どのような議論があつてこういうふうになったのかというのが、もしわかればお聞かせいただきたいのですが。

答（財務） 初めに「収益機能の提案」の部分についてでございますが、この部分は、コンサル会社との打ち合わせの中で、収益機能は自由な提案を求める部分であつて、条件として求めていない部分で、これを採点基準の中に加えるのはいかなものか、という議論はされました。ただ、全くこういったことを評価項目に加えないと、提案自体が出てこない可能性もあるだろうということで、点数の配点は低くなっておりますが、自由な提案であっても、こういったことは基本方針の中でも謳っていることですので、提案が出てくるように誘導したということで、御理解いただければと思います。他の項目につきましては、例えば事業計画の中での配点が50点ということで高くなっておりますのは、やはり長い期間の提案を求めていく中で、その基本的な姿勢ということは重要視されるので45点ですか、重要視されるであろうと。そういった中で、事業スキームである、体制である、安定性等々については、同じぐらいの重要性があるので、同じ配点比率にしていくということで、見え消しになっていきますけれども、そういったような議論はコンサルとの中で進めていって、そのような配点にいたしております。

問（9） 委員さんたちの議論の中での結果だと思いますけども、事業計画で特に市民が心配されるのは、賃借という部分の中でいうと安定性だとかということだと思うんですよ。その辺なんかは逆にいうと、別枠で取ってもいいぐらいなのかなという気もしたんですけども。ただ、言わんとするところはわからないでもないです。余りにそのハードルの見方が事業者さんそれぞれまた別だと思いますので、それによって提案が出にくくなるというおそれというのは、これは懸念されるところかなという気もしますけども。当然これは提案が出てきてからの話になりますけども、あくまでもこれ点数制で、公平にやられるということではありますが、やはり、市民の方々が一番心配される部分、そ

れから一番期待をされる部分、そういったところをしっかりと点数として評価をしていただく選定をお願いしたいというふうに思います。

答（総務部） この審査基準につきましては、いろいろな御意見があろうかと思いますが今回、審査会の委員として参加をいただきました委員の皆様には、やはりこういった経験を踏まえた方に参加していただいておりますので、今回、私どもははっきりいってこの経験がないわけでした、やはりこの基準案をつかって御意見をいただく中で、おおむね妥当であろうということで若干、いろいろ意見をいただいて直したものもありますけども。この審査項目ですか、それから配点、こういったものは、私どもとしては特に問題がないのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（9） はい、わかりました。

（委員長の質疑終了により、副委員長の委員長職から本来の委員長職に復す。）

委員長 ほかに。

問（5） ちょっとお聞きしたいですけど、この本庁舎というのか、今度の建てかえに伴って拠点、災害拠点がここに移るわけなんですけれど。ここにどのような、先ほどのお話からすると備蓄倉庫だとか、そういったあれが全くこの項目の中というのか、入っていないんですけど。そういったことは、どういうふうに考えておられるのか。それで今4万6千ですか、そこら辺の関係で、どのぐらいの備蓄を考えられておるのか。そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

答（行政 主幹） 備蓄倉庫の整備のお話ですけども、今回の庁舎整備の中では、備蓄倉庫ということは考えておりません。現在の庁舎機能を、面積を少なくして移設する、そういったことから始まっておりますので。また備蓄倉庫とか、災害対策につきましては、別の部分での対応というふうになっていくと考えております。

問（5） ということは要するに、高小の複合施設の中で考えるということでもよろしいですか、そういう考え方で。防災拠点が今のところは、庁舎、耐震

がだめなので、ここへ来てくれるな、というようなことを市民の方には言えるんですけれど、耐震がきちんとして逃げ場所がここしかないといった場合、要するに市の職員が、そういった備蓄倉庫から集めてくるのか。ある程度の備えを今でも多分やっておみえになると思うんですけど、そういった考えというのは全く、ここに書いてある防災拠点のことを考えるというようなあれで、項目の中にも入っている割にしては、何もその倉庫の中で、会議室とか、そういったあれを活用してやられるのか、そこら辺のことです。

答（総務部） この庁舎の整備の防災拠点という考え方は、ここの避難所という考え方ではありませんので。あくまでも本体、という考え方をもっておりますので、ただいまの御質問につきましては、高浜小学校が避難所としての機能を備えたもの、というふうに考えておりますので、そちらのほうでの検討になってくるというふうに考えております。

問（５） いざとなったら、そんなこと言っておられるのかどうかの問題があるんですけど。

答（市長） 避難所というものと、例えば避難物資だとか、それから今の災害用の応援物資だとか来た場合というのは、これは、そばに置くこともよろしくない、という考え方もあるんですよ。きちんとした分配ができるようにわざわざ避難所と違うところにいろいろな物資を置いて、そこから運ぶという。これはだから、庁舎の建設とまた違う。その災害時の対応というのは、また別のものの考え方もありますので、ここで今の庁舎の中にどうするかというところを我々が議論して入れたかということと言われれば、それは入れてありません。災害というのはまた別だ、というふうに思っていますので。

問（５） そこら辺はわかるんですけど、例えば一つ、小学校、例えばそういった複合施設の中で、防災なり備蓄なりのあれをきちんとやって、そこが避難所として代置ということなら、そちらのほうでやればいいんですけど、とにかく拠点がしっかりしていなければ、指示ですね。そういったことができないような状況になるということは避けなければならない、とは思いますが、多少のあれは、どこかにやっておいても、そういった余分を、余力ですね、そういった施設ぐらいは業者提案で今後、出てくるかどうかわからないですけど、

そういった考えもあってもいいのではないかな、というふうに思わせていただきました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 よろしいですか。それでは、ほかにないようですので、次に、一つ、審査事項となりますが、審査事項はございません。

3 審査事項

付 議 事 項 な し

4 その他

委員長 皆さんのほうで、何かございますか。

意 見 な し

委員長 よろしいですか。

意 見 な し

委員長 私のほうから1点。事務局のほうにお願いをしたいんですけど、会議録を、この委員会もとっておるんですけども、どうしても繰り返しの質疑だとか、そういったことになってしまいます。会議録という形ではなくて、簡潔なものでいいものですから、できるだけ早く皆さんの手に渡るようにしていただきたいということを思います。でないと、話が全部もとに戻っていったような場面が、やはり何度か見受けられますので、委員会に臨む前にですね、一度やはり、本当は会議録を見ていただいて、やれるような形が一番イメージしやすいんですけども。議会改革特別委員会は簡潔なものを、委員会開催前に

提出をしていただきます。あんなようなものでもですね、やればありがたいなど。一度、御検討をお願いいたします。それから次回、9月17日に委員会の開催になります。そのときには、私のほうから当局側のほうにお願いをしておりますけれども、高浜小学校の件につきましての現状、今までの進み具合と現状等の報告を受けたい、ということを思っております。それから募集から始まって、業者が決まるまでの間、まだ数カ月あるわけですので、その中も、その期間も含めてですね。それから、あすから説明会が始まりますけども、始まれば始まるほど市民は、議員のほうに「これはどういうこと。」という話で、質問が飛んでくる可能性もあります。そういった点でいうと、今まで配布されました資料についての質疑を次回、またお尋ねをしますので、きょうの配布された資料も含めて、質疑があれば出していただきたいと。それで、数が多いようでありましたら、きょうの内藤委員のようにですね、事前に事務局のほうに提出をいただければ、より明確な答弁を当局のほうにお願いをすることができますので、ぜひともそのような形で、お願いをしたいと思います。それではよろしいでしょうかね。

「何時からですかね。」と発声するものあり。

委員長 10時からです。

委員長 それから、もう1点。先回、あれは全協の後でしたかね、議長からの発言がございましたけども、この後9月定例会もそうですけども、12月、それから3月定例会、我々、任期中にはあと3回の定例会がございます。その3回の定例会には一般質問をやれる機会がございますけども、この公共施設のあり方検討特別委員会というのは、特別委員会ではありますけども、市長以下、担当部局の方々に御出席をいただいております。定例会の開催時でないときにも開催をして、わざわざ来ていただいております。ここで十分な質疑をして、答弁をいただける場面がございますので、ここは公式な場ですので、一般質問等に関しまして、公共施設に関しては、この場で質疑をしていただくというこ

とを御確認をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。次回、9月17日、水曜日、午前10時からの開催でございます。御出席のほう、よろしくお願いをいたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時34分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長